

アニマルウェルフェアをご存知ですか

アニマルウェルフェア（以下AW）は、動物を利用することを認めた上で、動物が飼育されている期間は、心と身体を良い状態にしてあげましょう、という考え方です。

AWの基本概念として、下記の「5つの自由」があります。

- 1) 飢え、渇きおよび栄養不良からの自由
- 2) 恐怖および苦悩からの自由
- 3) 身体的および熱の不快からの自由
- 4) 苦痛、傷害および疾病からの自由
- 5) 通常の行動様式を発現する自由

AWを向上させるためには、この「5つの自由」を満たす取り組みが必要となります。これらへの対応例としてそれぞれ以下に示します。

- 1) 新鮮な餌および水の提供
- 2) 適切な取扱い(不要なストレスを与えない)
- 3) 良好な環境の提供(暑熱・寒冷対策など)
- 4) 病気の予防や迅速な治療
- 5) 適切な広さでの飼育

実は意識せずとも、すでにAWに取り組んでおられる状況である部分も多数あります。現時点で「あたりまえ」に行っている作業がAWの一部であることは、少なくないのです。

適正な飼養衛生管理もAWに含まれます。飼養されている動物が快適に生活できる飼養環境を提供して、ストレスがかからない状態を確保できれば、生産性の向上につながります。

それぞれの農場に見合ったレベルで取り組むことが重要です。

日本におけるAWの取り組み状況としては、2011年3月に「AWの考え方に対応した肉用牛の飼養管理指針」が公表され、2013年6月の「動物の愛護及び管理に係る法律」の改正の際に「産業動物の飼養および保管

に関する基準」の中で快適性に配慮した飼養管理が謳われるようになりました。

このような背景の中、国内においてもAWへの注目が急速に高まっており、農林水産省でも「AWの考え方に基づいた家畜の飼育環境についての指針」が令和5年7月中に公表される予定で、AWの普及や意識の向上につながるような取組が進められています。

欧州においては、1960年代に密飼い等の近代的な畜産のあり方について問題点が議論され、英国で提起された「5つの自由」を中心にAWの概念が普及し、現在ではEU理事会指令としてAWに基づく飼養管理の方法が規定され、各国はEU指令に基づき、法令・規則等をそれぞれに定めています。

また、アメリカ、カナダ、豪州等でも一部の州では州法による取り組みや生産者団体、関係者が独自にガイドラインを設定する等、それぞれがAWの向上に取り組んでいます。

なお、OIE*（国際獣疫事務局）においては、AWに関するガイドラインの検討が2002年に始まり、2005年には輸送やと畜に関するガイドライン、2013年には「AWと肉用牛生産システム」が策定されました。

ISO（国際標準化機構）でもAWの技術仕様書が作成され、国際機構においてAWに関する検討が積極的に進められています。

AWへの関心が高まる中、皆様においてもAWについて意識していただくよう、お願いします。（小森）

※現 WOH (World Organisation for Animal Health) (2022年に略称がOIEからWOAHに変更されました)

